

## 別表第3

## 重点的に実施することが望ましい対策

番号	項目	判断基準
1	サプライチェーン 排出量算定の実施	サプライチェーンにおける二酸化炭素排出量の算定及び削減計画の策定を行っていること
2	気候変動イニシア ティブへの参画	RE100、SBT、TCFD などのいずれか1つ以上に取り組んでいること
3	サステナブルファ イナンスの実施	サステナビリティ・リンク・ローン（ボンド）またはグリーンローン（ボンド）の融資（社債）等を実施していること
4	廃棄物の減量化・ リサイクルの推進	サプライヤー等と連携した廃棄物の発生抑制や廃棄物回収時等の脱炭素化に取り組んでいること
5	自家消費型再エ ネ・蓄電池・EMS の導入	府内の同一事業所において、自家消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に加え、再生可能エネルギーの効率的利用設備（蓄電池又はエネルギーマネジメントシステム）を導入していること
6	再エネ需給 balan ス調整への寄与	府内の事業所が VPP 事業（実証含む）に参加していること（アグリゲーターとしての参加も可）又は、電力会社等の要請によりデマンドレスポンスに対応していること
7	自動車由来の温室 効果ガス排出削減 に係る取組の実施	府内の事業所で所有する自動車のうち規則第9条に規定する電気自動車等（EV、FCV、PHV）の割合が40パーセント以上であること又はEV100に参加していること
8	効率性の高い建築 物の導入	府内の事業所の1以上の建築物において、ZEB（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）を実現していること